

様式第1号（第7条関係）

隨意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4252000183 南相馬市まちづくり基礎調査業務委託
	履行場所	南相馬市原町区本町二丁目27番地内
	種類	業務委託
	概要	市民意向調査、各種将来フレーム推計、土地利用の分析、現状の課題整理 各種委員会の資料作成と運営支援、市民説明会等開催の支援など
相手方	名称	株式会社サーベイリサーチセンター東北事務所
	代表者	所長 小川 真人
	所在地	宮城県仙台市青葉区二日町11番11号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	☐ 3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	☐ 4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 南相馬市まちづくり基礎調査業務委託事業者プロポーザル選定審査委員会において審査した結果、上記業者が契約相手先候補者として選定されたため、上記業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 (企画課)		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができる
としたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 4 2 5 2 0 0 0 1 9 5 農業系汚染廃棄物仮置事業業務委託
	履行場所	南相馬市
	種 類	業務委託
	概 要	放射性物質により汚染され、利用が困難となった農林産物、その副産物等について、放射性物質の除去を図ることを目的とした一時仮置場の設置等の業務を行う。
相 手 方	名 称	そうま農業協同組合
	代 表 者	代表理事組合長 内藤 一
	所 在 地	南相馬市鹿島区横手字川原 1 8 5 番地の 1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	☐ 3 号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	☐ 4 号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	☐ 5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	☐ 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	☐ 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	☐ 8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	☐ 9 号 落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 暫定許容値を超過し流通等が制限された農業系汚染廃棄物を一時保管するため、前年度の事業受託業者であり、畜産事業への知識や農家等との連携、協力及び農業技術指導が可能である上記業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 農林放射線対策課 〕		

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 4 2 5 2 0 0 0 1 9 6 復興事業に係る土地情報調査業務委託
	履行場所	南相馬市災害危険区域
	種 類	業務委託
	概 要	土地情報調査業務委託（権利等調査） 調査対象地区 南相馬市災害危険区域（ 1 , 9 8 0 h a ）
相 手 方	名 称	㈱千代田コンサルタント 南相馬事務所
	代 表 者	所長 中村 敏寛
	所 在 地	福島県南相馬市原町区旭町 3 丁目 3 8 番地 1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	☐ 3 号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	☐ 4 号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	☐ 5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	☐ 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	☐ 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	☐ 8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	☐ 9 号 落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は防災集団移転支援業務及び防災集団移転区画整理業務を受託し、南相馬市の移転促進区域の地積図及び登記簿情報等をデータベース化し、土地情報の管理・運用を図っている。防集事業と復興事業の土地情報は密接に関係してくるため移転促進地域の土地情報に復興事業用地の土地情報を追加し、一元的な土地情報を管理することは効率的であり、事業の進捗状況の変化に対応しながら進めることが可能となるため、平成 2 4 年度に引き続き当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [都市計画課]		

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 4 2 5 2 0 0 0 1 9 7 南相馬市元気もりもりニュースポーツ祭事業業務委託
	履行場所	小高体育センター及び小高中部運動場
	種 類	業務委託
	概 要	小高区で開催される「秋祭り」に併せて、10月26日(土) 小高区内スポーツ2施設(小高体育センター・中部運動場)において、子どもから高齢者まで体験できるニュースポーツを開催すると共に、体力測定を実施する。
相 手 方	名 称	浮舟うきうきクラブ
	代 表 者	会長 菅野 精一
	所 在 地	南相馬市小高区飯崎字北原 2 8 - 3
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	☐ 3 号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	☐ 4 号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	☐ 5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	☐ 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	☐ 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	☐ 8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	☐ 9 号 落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 上記団体は、小高区内唯一の総合型地域スポーツクラブであり、震災前では、子どもから高齢者を対象として、ニュースポーツの普及等を行ってきた実績があり、小高区地域に根付いている団体である。当団体の会員には、様々なニュースポーツの指導者がいるため、本業務のニュースポーツ種目についても熟知していることから、上記団体との随意契約とする。	
工事等担当課名 [文化スポーツ課]		

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件 名 等	(契約番号) 4 2 5 2 0 0 0 2 0 1 防災行政無線システム保守点検業務委託
	履行場所	南相馬市役所
	種 類	業務委託
	概 要	防災行政無線システムにおける、ソフトウェア及びハードウェアの保守点検業務
相手方	名 称	日本電気株式会社福島支店
	代 表 者	支店長 小林 進
	所 在 地	福島県福島市本町 5 番 5 号
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	□ 3 号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	□ 4 号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	□ 5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	□ 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	□ 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	□ 8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	□ 9 号 落札者が契約を締結しないとき	
	【具体的に記入すること】 当該業者は、本市防災行政無線システムの機器及びシステムを構築した施工業者であり、ソフトウェア及びハードウェアの保守点検を実施する上で機器及びシステム構成を熟知しているため、適切な運用を確保できる業者であることから、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [危機管理課]		

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 4 2 5 2 0 0 0 2 1 2
		小高生涯学習センター「浮舟文化会館」空調設備保守点検業務委託
	履行場所	小高生涯学習センター「浮舟文化会館」
	種 類	業務委託
相 手 方	概 要	小高生涯学習センター「浮舟文化会館」の空調設備の機能維持を図るため、保守点検を行う。
	名 称	オーク設備工業株式会社東北営業所
	代 表 者	所長 菅原 一誠
	所 在 地	仙台市宮城野区榴岡 4 - 6 - 1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	☐ 3 号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	☐ 4 号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	☐ 5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	☐ 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	☐ 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	☐ 8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	☐ 9 号 落札者が契約を締結しないとき	
	【具体的に記入すること】 当該設備の保守点検については、冷温水発生機等、特殊な機器の保守点検を行うため、メーカーの専門的技術を習得している業者でなければ履行できないことから、当該設備の設置業者である当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 【文化スポーツ課】		

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成しないものとする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件 名 等	(契 約 番 号) 4 2 5 2 0 0 0 2 3 3 防災行政無線設備直流電源装置修繕
	履行場所	南相馬市役所
	種 類	修繕
	概 要	防災行政無線設備（固定系）で使用しているアナログ無線機用直流電源装置の修繕を行う。
相 手 方	名 称	N E C ネットエスアイ株式会社福島営業所
	代 表 者	所長 桑原 孝一
	所 在 地	福島県福島市本町 5 番 5 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	☐ 3 号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	☐ 4 号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	☐ 5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	☐ 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	☐ 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	☐ 8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	☐ 9 号 落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 上記業者は、当該設備の施工業者であり、当該設備については当市独自のシステムであるため、当該設備に障害が発生した場合、他の業者では対応が不可能なため、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [危機管理課]		

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。